

相模国三浦半島の古文書について (5)

岩 崎 義 朗*

Ancient Documents of the Miura Peninsura, Province of Sagami (5)

YOSHIRO IWASAKI

先ず前々回(註1)における安土桃山時代文書の文書番号の訂正をしておねかばならない。すなわち(15)年不詳、光明寺大誉判物という文書をここから削除して年不詳の部に入れることとするので文書番号が一番ずつ繰上がることになる。結局前回まで考証したのは(24)までで、今回からは(26)天正十九年辛卯正月六日 相州三浦郡須流谷之郷水帳からでこの番号を(25)とすることになる。また(27)以下(58)の中にも訂正すべきものがある。すなわち三つを挿入し一つを訂正しなければならない。それは第二十七のところで訂正したい。

第二十五は天正十九年辛卯壬正月六日 相州三浦郡須賀流谷之郷水帳で鈴木善太郎氏所蔵になるもので表紙は柿渋で塗抹されて次のように記されている。

「 天正拾九年 辛卯壬正月六日
 相州三浦郡須賀流谷之郷水帳
 清水十衛門組 」
 そして最後から二枚目の奥書には
 「 天正拾九年 辛卯壬正月六日
 彦坂小形部
 墨付三十三枚上紙共 」

と記されていて、いわゆる太閤検地における検地帳である。現在三浦半島に残されている太閤検地帳は旧小坪村牛尾重郎氏所蔵のもの(59)と旧衣笠村大塚角増氏所蔵のもの(60)および旧木古庭村伊東敏三郎氏所蔵のもの(61), (62)が管見に入っている。しかし天正十九年のものはこれだけで他は皆文禄三年のものである。

今新編相模風土記稿によってみると、検地を行なったと記された村数は四十四ヶ町村、検地を行なった者は八名を数えることが出来る。

中島大蔵盛直	小坪村
守屋八兵衛	木古庭村
清水十衛門	須輕谷村
池上越中守	下宮田村
野間新五郎	
	大田和村
池田郷左衛門	武 村
	公郷村

* 横須賀市立第一高等学校・三浦半島史談会
 註 1. 拙稿「相模国三浦半島の古文書について」(三) 5. 安土桃山時代の文書の中の(1)~(65)までの文書のを削除するため(1)~(64)となり、したがって次の年不詳の文書(1)~(7)が(1)~(8)となる。
 横須賀市博物館研究報告(人文科学) 1962年3月第6号

曾根勘六 衣笠村

長谷川七左衛門長綱 三十七ヶ町村

堀内村, 久野谷村, 柏原村, 佐島村, 長坂村, 林村, 長井村, 本和田村, 高円坊村,
上宮田村, 三戸村, 小綱代村, 諸磯村, 三崎町, 二町谷村, 中之町岡村, 東岡村,
宮川村, 向ヶ崎村, 城ヶ島村, 毛沙門村, 金田村, 菊名村, 長沢村, 大矢部村,
小矢部村, 東浦賀, 西浦賀, 西浦賀分郷, 金谷村, 不入斗村, 上平作村, 下平作村,
佐野村, 大津村, 森崎村, 野比村

しかし、以上列挙した町村以外でも実施されたであろうと考えられる村数は二十数ヶ村であるが、記載がないため現在これを確定する方法がない。

そして検地の時期は須輕谷だけが天正十九年となっているほか、全部文禄三年となっているので相模国の検地の実施は從来天正十八年、文禄元年、文禄三年の三年間のみとなつてゐるが、これに天正十九年を追加すべきである。(註2)

更に表紙に記載された清水十衛門組と奥書の彦坂小刑部との関係は恐らくは坂彦小刑部が検地奉行でその下に幾組かの奉行団があつてその一組が清水十衛門組であったのである。そして、この組内の組織は奉行の下に手代、下役、竿取、などがいたのである。(註3)

この史料の最後の頁は上の奥書の次に更に附加されたと考えられる一枚があつて、これには次のように記されている。

高百五拾七石八斗七升八合 須輕谷村

上田壱反ニ高壱石五升

中田壱反ニ高壱石貳升

下田壱反ニ高六斗

上畠壱反ニ高八斗

中畠壱反ニ高六斗

下畠壱反ニ高四斗

これは前の頁と比較して明らかに異筆であつて後世の附加であるが、これは斗代すなわち石盛であつて反当りの貢納高を示したものである。

今この検地帳を見ると①土地の分類を田と畠と屋敷の三種類とし、②土地の地名別に整理し、③土地の品等は田においては上田、中田、下田、永荒または永不作（下々田とはしていない）の四段階とし、畠においては上畠、中畠、下畠、永荒（下々畠とはしていない、また永不作ともしていない）の四段階にしている、④土地の面積は未だ中世の田地面積の称え方である大、半、小を用いてゐる。したがつて一反を三百六十歩の計算を用いてゐるようである。(註3) ⑤検地の年の作柄を記している。田の方では當荒、當不作、三ヶ一作、十分一けあり、長不作等としており、畠の方では藤（当の意）荒、藤不作、半分荒、三ヶ一藤不作、四分一藤荒、永不作等としている。⑥検地席の登録人と分附百姓あるいは帳はづしについては、登録人自作の場合は氏名と下に「作」と記し、分附の場合は登録人氏名の下に「分」を記している。

以上で三浦半島の検地一般とこの検地帳の記載の形式について概説したが、内容の分析を当然な

註 2. 太閤検地の実施の過程を明らかにされたのは、高柳光寿「豊臣秀吉の検地」（岩波講座『日本歴史』昭10）でその後これに補ったものが宮川 満「太閤検地論第I部」第四章太閤検地と幕藩体制の第26表『太閤検地の実施過程』には天正十九年には相模国が記載されていない。

註 3. 太閤検地の遺制は江戸時代に引継がれているので葉山町木古庭の伊東家文書の「相模国三浦郡木古庭村検地水帳」に見えるように竿奉行、竿手目付、竿取の外に地方役人などが立会つてゐる。

註 3. 中世の田地面積の大、半、小は1反 360 歩として、その3分の2(240 歩)が大、2 分の 1(180 歩)が半、その3分の1(120 歩)が小である。

すべきであるが、これは他の(59)・(60)・(61)・(62)の検地帳とも比較研究をすれば面白いが紙面に制限があるため、次回に送ることとしその一部を省略の形で掲出したい。

登録された田の数は全部で142、畠では全部で130、屋敷の登録人は16名である。その中で分附は22となっている。

くりもは田

	反	大	數	歩	田	当	荒	惣左エ門
中同所	1	大	1	21	田	当	荒	惣左エ門
中同所		半	1	10	田	当	荒	新太郎
中同所				大	10	田	当	荒 同人作分
中同所		大	3		田	当	荒	同人作分
中同所	1			小	27	田	当	荒 庄左エ門作分
中同所		小	1	14	田			同人作分
中同所				小	13	田	当 不 作	平四郎作分
中同所	、	小	1	7	田	当 不 作		同人分
中同所		半	1		田	当 不 作		同人分
上同所		大	3	2	田			助太郎作
上同所	1	小	1	6	田			三郎左エ門分
上同所				小	15	田		平次左エ門作
□同所			3		田			同人分
□同所		大	1	24	田			[]
□同所				大	18	田		[]
上同所	1	2	18		田			太郎左エ門作
上同所				大	田			与七郎作
上同所			3		田	当 不 作		同人分
上同所				小	23	田	当 不 作	助七分
中同所	1	3	7		田	三ヶ一作		惣三郎作
中同所	1	大	3	7	田	当 不 作		新七郎分
中同所		大	2	14	田	当 不 作		彦三郎分

すくし

中	1	小	3	田	当不作	与三左エ門分
中同所	2	[]	24	田	当不作	[]
□□	[]	5	田	当不作	[]	
上同所	1	大	1	6	田	太郎左エ門分
中□	1	半	1	8	田	当不作
上同所	1	大	2	4	田	隼人作
上同所	6	小	2	田	当不作	七郎左エ門分
上同所	1	半	1		当不作	弥三郎分
上同所				20	田	(助太)郎作
上同所	3	大	2	2	田	助太郎分
上同所	1	大	2	6	田	太郎左エ門分
上同所	1		小	14	田	六郎三作
上同所	□	2	1	田		[]

上同所	1	26	田	当不作	
上同所	2	10	田	平五二郎作	
上	1	大 20	田	弥七郎作	
めこた					
上	1	半 1	12	田	平次左エ門作
上同所	3	中	小 6	田	同人作
上同所		2	24	田	与五右エ門作
上同所		2	9	田	平三郎作
上同所		2	25	田	与五右エ門作
上同所		小 3	5	田	平次太郎作
上同所	大 1	10	田		郎作
上同所	大 2	16	田		平次太郎作
上同所	3	小 3		田	平次太郎作
上同所		小 1	20	田	同人作
上同所			小 20	田	隼人作
上同所		2	小 5	田	平三郎分
上同所	1		小 7	田	宝楽寺
上同所		半 1	7	田	平次太郎作
上同所		大 2		田	平左エ門作
上同所			大 29	田	同人作
柴崎					
上		半 5	田	隼人作	
上同所	小 1	15	田	平次左エ門作	
上同所		小 10	田	三郎左エ門作	
上同所		20	田	平次左エ門作	
上同所	2	12	田	平次太郎作	
上同所	2	14	田	平左エ門作	
中同所		8	田	弥八郎作	
下同所		28	田	平次太郎作	
中同所	1	小 25	田	四郎四郎作	
中同所	半 1	3	田	彦左エ門作	
下同所		小	田	長不作	同人作

(以下省略)

第二十六の天正十九年十月十日長谷川七左衛門長綱印判状で本文は次の通りである。

くぢんのんめん	松の ^(マ)
上畠壱反弐ア	寺中 岩田寺
中畠六せ廿ア	同 人
下畠三せ廿 ^(マ) ア	同 人
下畠弐せ十七ア	同 人
上畠五せ十ア	あせり
合弐反八せ十二歩	(マ)

出石合毫石六斗弐升三合四勺

久野谷村之内

天正辛卯十月十日

長川七左口
(黒印)

この文書は旧久野谷村岩殿寺所蔵のものであるが、県令長谷川七左衛門長綱が出した岩殿観音堂に対する租税の免除を記した免状である。このことについては新編相模風土記稿の記すところは「(前略) 然るに年を逐て衰靡せしかば御入國の後、県令長谷川七左衛門長綱堂宇を再建し、且申請て堂領五石の朱印を賜はる是天正十九年十一月なり其地小坪村にあり」とあって徳川家康の寺領寄進に先立って堂宇の再建を計つており、朱印状を賜る約一ヶ月前に観音堂のために式反八せ十二歩の中の租税免除をなしたものである。この寺の再興に尽力したため中興開基且那としている。

この文書の中で三字不明の箇所がある、マヽとしたものであるがその一は観音免にした土地が不明、その二は免除地の三番目下畠三せ廿^タアの中のるは三をを当てれば数量の計算上は合うようであるが三とは読みにくい。第三は最後の上畠五せ十ア^カセりの字であるが、いづれも判読し難い地名としても現在知られている大字、小字をみても見当らないが免状としての形式的な面では問題とはならない。いわゆる岩殿寺の黒印地となる黒印状である。

第二十七から第五十八迄の分について脱漏が三つと訂正すべきもの旧公郷村 曹源寺、旧西浦賀 東福寺、旧堀内村 森戸明神社の二寺一社。次に訂正すべきもの 旧秋谷村 妙音寺とあるのを正行院(秋谷寺)とする。旧堀内村 相福寺とあるを旧長井村 相福寺とする。したがって文書番号を次のように訂正する。第二十七から第六十一までとなる。本園寺は本圓寺の誤植である。

- | | | | | |
|------|-----------|---------|-------|-------|
| (27) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧豆子村 | 延命寺所蔵 |
| (28) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧久野谷村 | 岩殿寺所蔵 |
| (29) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧池子村 | 東昌寺所蔵 |
| (30) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧沼間村 | 神武寺所蔵 |
| (31) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧沼間村 | 海寶院所蔵 |
| (32) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧浦郷村 | 雷電社所蔵 |
| (33) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧浦郷村 | 良心寺所蔵 |
| (34) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧浦郷村 | 自得寺所蔵 |
| (35) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧浦郷村 | 能永寺所蔵 |
| (36) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧金谷村 | 大明寺所蔵 |
| (37) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧衣笠村 | 不動堂所蔵 |
| (38) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧平作村 | 妙藏寺所蔵 |
| (39) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧大矢部村 | 清雲寺所蔵 |
| (40) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧大矢部村 | 満昌寺所蔵 |
| (41) | 天正十九年十一月日 | 鶴川家康寄進状 | 旧公郷村 | 宗源寺所蔵 |
| (42) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧西浦賀 | 東福寺所蔵 |
| (43) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧走水村 | 大泉寺所蔵 |
| (44) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧鴨居村 | 薬師堂所蔵 |
| (45) | 天正十九年十一月日 | 徳川家康寄進状 | 旧鴨居村 | 観音堂所蔵 |

(46)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧久里浜村	八幡堂所蔵
(47)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧武村	東漸寺所蔵
(48)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧上宮田村	不動堂所蔵
(49)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧三崎町	海南明神社所蔵
(50)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧長井村	長徳寺所蔵
(51)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧佐島村	天満宮所蔵
(52)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧蘆名村	淨樂寺所蔵
(53)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧蘆名村	十二天社所蔵
(54)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧秋谷村	正行院所蔵
(55)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧木古庭村	本圓寺所蔵
(56)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧山口村	大昌寺所蔵
(57)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧上山口村	新善光寺所蔵
(58)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧長柄村	御靈社所蔵
(59)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧一色村	森山明神社所蔵
(60)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧堀内村	森戸明神社所蔵
(61)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧堀内村	長徳寺所蔵

以上 35 寺社に対して徳川家康は関東入国後朱印状をもって関八州の寺社にその所領を寄進し、これを知行させ、権力の拡大に応じてその範囲を拡大して五畿七道に及んだが、東海道が最も多く、次いで五畿、東山道他の五道は極めて少ない(註4)。

その目的とするところは封建社会の安泰な維持と敬神崇仏を唱導する方法に寺社の保護政策をとることはその収入を安定させると共に幕府の権威を高めるにあった。朱印領の高さは高野山の二万千石、日光山の一万三千石は僅少ではあるが石高は大きい。東海道、東山道では関八州と徳川氏の故地三河、遠江、駿河等が多い。しかし、多いといつても寺社の数と与える石高とが問題となるが、相模国では

神 社 数	42 → 9151 石	} 計 291 → 160131 石
寺 院 数	253 → 6862 石	

三浦半島の場合は

註 4. 宮地直一「神祇史綱要」神事に関する諸表、七朱印領の分布の合計のみを摘録。

所 在	神 社		寺 院		計	
	数	石	数	石	数	石
五 畿	37	40459.0	214	58772.8	251	97031.8
東 海 道	765	80879.3	2853	59730.6	3618	140609.9
東 山 道	141	24269.0	696	86860.0	837	61129.0
北 陸 道	14	1718.0	24	2426.0	38	4142.0
山 陰 道	3	73.0	6	114.0	8	187.0
山 陽 道	20	696.0	74	3322.0	94	4018.0
南 海 道	2	420.0	3	22850.0	5	22770.0
西 海 道	2	1100.0	4	185.0	6	1285.0
合 計	985	151924.0	3678	181730.4	4663	333654.6

神社数	10 → 31石	} 計	35 → 147石
寺院数	25 → 116石		

今この内訳を調べてみると

神社	森戸明神(堀内)	7石	雷電社(浦郷)	2石
	海南明神(三崎)	5石	不動堂(衣笠)	2石
	八幡宮(久里浜)	3石	不動堂(上宮田)	2石
	御靈社(長柄)	3石	天満宮(佐島)	2石
	森山明神(一色)	3石	十二天社(蘆名)	2石
寺院	海寶院(沼間) <small>曹洞</small>	18石	淨樂寺(蘆名) <small>淨土</small>	3石
	大明寺(金谷) <small>法華</small>	16石	正行院(秋谷) <small>淨土</small>	3石
	良心寺(浦郷) <small>淨土</small>	15石	本圓寺(木古庭) <small>法華</small>	3石
	延命寺(豆子) <small>真言</small>	5石	新善光寺(上山口) <small>淨土</small>	3石
	神武寺(沼間) <small>天台</small>	5石	東昌寺(池子) <small>真言</small>	2石
	妙藏寺(平作) <small>法華</small>	5石	清雲寺(大矢部) <small>臨濟</small>	2石
	岩殿寺(久野谷) <small>曹洞</small>	5石	東福寺(西浦賀) <small>曹洞</small>	2石
	自得寺(浦郷) <small>臨濟</small>	3石	大泉寺(走水) <small>曹洞</small>	2石
	能永寺(浦郷) <small>時</small>	3石	薬師堂(鴨居) <small>曹洞</small>	2石
	満昌寺(大矢部) <small>臨濟</small>	3石	大昌寺(山口) <small>淨土</small>	2石
	宗源寺(大矢部) <small>曹洞</small>	3石	長徳寺(長井) <small>臨濟</small>	2石
	観音寺(鴨居) <small>曹洞</small>	3石	相福寺(堀内) <small>淨土</small>	2石
	東漸寺(武) <small>淨土</small>	3石		

寺院では以上のように最高18石から2石迄3石が11で、2石が7、5石が4他は1ずつとなっている。神社は7石、5石は1ずつ、3石が3、2石が5となっていて、これを宗派別に見れば禅宗11(曹洞宗7、臨濟宗4)浄土宗7、法華宗3、真言宗2、(内古義真言宗1)、天台宗1、時宗1となって、全くなかったのは浄土真宗だけである。如何に寺格が高くとも名刹であっても一ヶ寺も朱印状は与えられていないのは本願寺を東西に分けた政策を考えるべきであろう。

朱印状の形式寺院に対してはほとんど次のようである。

寄進 ○○寺

相模国三浦郡○○郷之内
(領)
○石之事

右令寄附旱殊寺中可為不入者也、仍如件
(訖)

天正十九辛卯

十一月日 ○
(朱印・印文「福德」)

神社に対しての形式はほとんど次のようにある。

寄進 ○○○社

相模国三浦郡○○郷内

○石之事

右令寄附訖，弥守此旨，可專祭祀者也，仍如件

天正十九辛卯（之状）

十一月日 ○
(朱印・印文「福德」)